

# 住宅用エネルギー管理システム設置費補助対象機器について

## 要件

- 1 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
- 2 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。
- 3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。
- 4 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。  
ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量(以下「発電量及び充電量等」という。)のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。
- 5 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。
- 6 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。
- 7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること(目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。)

●国(一般社団法人環境共創イニシアチブ:SII)が、平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業:募集終了)」において、補助対象機器として登録されていた25社7,085製品は上記7項目を満たしています。

・参考:【SII掲載】ホームページ対象機器一覧 [http://sii.or.jp/hems25r/file/search\\_list.pdf](http://sii.or.jp/hems25r/file/search_list.pdf)

●また、登録されていない機器等でも上記7項目を満たしていれば補助対象となります。過去の申請等により対象機器と確認されたものについては、市ホームページにおいて随時公表します。

## 刈谷市の補助対象HEMS＝愛知県の補助対象HEMS

SIIの補助対象であったHEMS  
(25社7,085製品)

## 共通要件

- ・未使用品であること
- ・リース等でHEMSの所有権が設置者に移転しない場合は対象外